

# 介護機器借用規程

## 〈貸出しの目的〉

第1条 在宅で介護を要する高齢者及び障がい者や病気療養のかた等の福祉増進を目的とし、社会福祉法人勝山市社会福祉協議会（以下「社協」という）が所有する介護機器（以下「機器」という）の貸出しを行う。

## 〈利用対象者〉

第2条 機器の利用者は、次の各号のうちいずれかの要件を満たす者とする。

- (1) 市内に住所があり、かつ在宅で介護または支援を要する障がい者。
- (2) 市内に住所があり、かつ在宅で介護または支援を要する高齢者であって、原則介護保険による借用が不可能または困難な者。
- (3) 市内に住所があり、かつ在宅で怪我や疾病により一時的に介護機器の使用を要する者。ただし、この場合は原則短期借用のみとする。
- (4) その他、社協会長が必要と認める者。

## 〈借用機器〉

第3条 利用者が借用できる機器は次の各号のとおりとする。

- (1) 車椅子
- (2) 歩行器
- (3) 四点杖

2 利用者が借用できる機器は、原則として、前項の各機器について使用者1人あたり1台（または付属品を含む一式）限りとする。

## 〈借用機器の運搬〉

第4条 機器及び付属品の借用、返却、修繕にかかる運搬については、原則すべて利用者の負担及び手配により行うものとする。

## 〈借用機器の修繕〉

第5条 機器及び付属品の破損、不具合に伴う修繕について、当該利用者が借用する以前に異なる利用者が複数人または長期間借用し、かつ、破損等の原因が老朽や磨耗によるものと特定または推察される場合を除き、その費用等について現に借用している利用者が負担するものとする。修繕を行う際の手続きの方法等については第9条（3）に定める。

## 〈借用期間〉

第6条 利用者が機器を借用できる期間は次の各号のうちいずれかの期間とおりとする。

- (1) 1ヶ月以内（短期借用）  
借用時に第7条に定める負担金を納入する。借用を更新する場合は所定の借用書または電話連絡により期限の日までに行うものとし、更新（延長）期間は原則1回、かつ1ヶ月以内とする。電話にて更新を申し出た場合、返却時までに所定の借用書（更新の旨記入のこと）の記入及び維持管理協力金を納入する。
- (2) 1年ごとの更新による無期限（長期借用）  
借用時に第7条に定める負担金を納入する。借用に係る期限は設けない。ただし、継続した借用を希望する限り年度毎に更新の申請を行い、かつ、更新申請時に第7条に定める維持管理協力金を納入しなければならない。

## 〈借用及び更新に係る費用〉

第7条 利用者は機器を借用する際、または更新を申請する際、次の表に定める負担金及び維持管理協力金を納入しなければならない。

	車椅子	四点杖	歩行器	備考
短期借用負担金 (1カ月以内) ＊借用当初及び更新時納入	100円	0円	0円	本体及び付属品の維持管理費用の一部
長期借用負担金 (1年更新まで) ＊借用当初納入	1,000円	500円	500円	本体及び付属品のクリーニング費用全額と維持管理費用の一部
更新時(毎年4月) 維持管理協力金 ＊更新手続き時納入	500円	200円	200円	本体の維持管理費用の一部

2 学校等での福祉体験学習や屋内イベント、投票所などにおいて来場者用として借用する場合は、数日間程度の短期借用に限り、負担金を免除することができる。

#### 〈申請〉

第8条 機器の利用者は、「借用申請書」(社協指定様式)により申請を行い、社協会長の許可を得なければならない。

- 2 短期借用利用者が借用の更新を申請する場合、借用日から1ヶ月以内に「借用(更新)申請書」(社協指定様式)の提出と第7条で定める維持管理協力金の納入(車椅子のみ)をもって行うものとする。
- 3 長期借用利用者が借用の更新を申請する場合、借用日から10ヶ月以上経過した年度の4月末までに「借用(更新)申請書」(社協指定様式)の提出と第7条で定める維持管理協力金の納入をもって行うものとし、以降継続して借用を希望する限り毎年4月末までに同様の申請を行うことにより借用を継続できるものとする。

#### 〈遵守事項〉

第9条 機器の借用にあたり、利用者は次の各号に定める事項について遵守しなければならない。

- (1) 利用者は、使用説明書及び本規約が定める内容について十分に確認するとともに、担当職員等の説明に従い、適切な方法で使用しなければならない。
- (2) 利用者は、機器及び付属品について、改造、譲渡、交換、転借してはならない。
- (3) 利用者は、借用した機器及び付属品を良好な状態にて保守管理を行うとともに、使用中、機器に不具合や損傷が認められた場合は速やかに使用を中止し、社協に連絡の上対応を協議するものとする。ただし、車椅子のタイヤパンクに限り利用者の負担と手配により修繕を行うものとする。
- (4) 利用者またはその家族等は、市外への転居や施設入所または利用者本人の死亡等により借用の必要がなくなった場合には、機器及び付属品一式を速やかに返却しなければならない。

#### 〈損害賠償等〉

第10条 機器の使用に係る事故や損害の賠償について、その原因が社協の負うべき事由にあり、かつ社協が加入する保険で適用できる場合を除き、利用者は社協に対して損害賠償を求めることができない。

- 2 利用者の故意または過失による機器及び付属品の破損または賠償責任について、その責任はすべて利用者が負うものとする。

#### 〈その他〉

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は社協会長が別に定める。

付則 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

令和4年4月1日より一部改正